



重要なお知らせです

幼児教育・保育の無償化について

①幼稚園基本部分(入園料(初年度のみ)・保育料)の無償化(月額400円まで補助)

園児および保護者(請求者)が以下のすべてに該当する場合に対象となります。

- (1) 国立特別支援学校幼稚部(以下、幼稚部)に在籍している。
- (2) 園児及び保護者(請求者)が台東区に住民登録があり、そこから通園している。
- (3) 園児及び保護者(請求者)が同一世帯かつ同一生計である。
- (4) 保護者(請求者)が幼稚部に入園料・保育料を納入している。
- (5) 認可保育所、認定こども園、子ども・子育て支援新制度移行幼稚園に在籍していない。
- (6) 台東区から施設等利用給付の認定(1号)を受けている。

②預かり保育料・認可外施設の無償化

(月額11,300円を最大上限として、日額450円×施設利用日数まで補助)

園児および保護者(請求者)が以下のすべてに該当する場合に対象となります。

- (1) ①幼稚園基本部分(入園料・保育料)の無償化(1)～(5)に該当している。
- (2) 台東区から施設等利用給付の認定(2号)を受けている。
*2号認定を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

下記の保育の必要性に該当するかをご確認ください。



(★)保育の必要性とは

保育を必要とする場合とは、保護者全員が次の事由により家庭で児童の保育ができない場合をいいます。(認可保育園へ入園申込をする場合と同等の基準です。)

*下記に掲げるものが常態となっているとき、「保育が必要である」とみなされます。

- | | |
|----------------------------------------|---------------------------------------|
| ◎就労(月48時間以上、パート・夜間就労・居宅内労働などすべての就労を含む) | ◎求職活動(起業準備を含む) |
| ◎妊娠、出産※出産(予定)日の前後56日間 | ◎就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) |
| ◎保護者の疾病・障害等 | ◎(第2子等の)育児休業を取得する前より保育サービスを継続利用している場合 |
| ◎同居又は長期入院等している親族の介護・看護 | (出産されたお子さんが1歳になる年の年度末まで) |
| ◎災害復旧 | ◎その他、上記に類する状態として区が認める場合 |

預かり保育無償化手続きの流れ

区役所に申請を行った日(郵送の場合は到達した日)以降が認定日となります。

※認定前の預かり保育等ご利用分は、無償化の対象外です。遡って認定することはできません。



STEP1: 区の認定を受ける

- ・下記「預かり保育無償化にかかる認定手続きについて」をご覧になり、認定手続きをしてください。認定された方には、「子育てのための施設等利用給付認定通知書」が届きます。



STEP2: 利用した施設に入園料・利用料等を支払う

- ・認定を受けたお子様が施設を利用した場合は、入園料・利用料等を施設に支払います。利用した施設から発行される領収書は、給付金請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。



STEP3: 支払った入園料・利用料等に対する給付を区に請求する

- ・請求は年4回(2月、5月、8月、11月)を予定しております。詳細は、認定を受けた方に別途お送りいたします。



STEP4: 無償化

- ・負担した入園料・保育料等に相当する給付を区が請求者に支払うことで無償化されます。

無償化にかかる認定手続きについて

<書面申請>

下記の書類を教育委員会学務課(台東区6階2番窓口)に提出してください。

① 幼稚園基本部分(入園料・保育料)のみ利用: 1号申請

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書(1号認定用: 法第30条の4第1号)

※(1)の様式は学務課・園にて配布または区HPからダウンロードできます。

② ①に加え、預かり保育料・認可外保育施設を利用: 2号申請

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書(2号認定用: 法第30条の4第2号)

(2) 保育の必要性が確認できる書類※

<電子申請>

二次元コード(電子端末で閲覧されている方は下記URL)を読み込み、申請してください。

* 2号申請の場合、保育の必要性が確認できる書類※の添付が必須です。

※保育の必要性が確認できる書類については、「保育の必要性が確認できる書類一覧表」を確認の上、ご提出ください。

* 施設等利用給付電子申請フォーム *

1号: <https://logofom.jp/form/sQhE/628598>

2号: <https://logofom.jp/form/sQhE/628408>

1号はこちら



2号はこちら



保育の必要性が確認できる書類一覧表



保育を必要とする理由	登録期間	必要書類
<就労> 月48時間以上勤務している。	卒園まで	・勤務証明書(両親分)
<疫病・障害等> 疫病・障害等により保育ができない。	診断書に記載されている期間まで(最大卒園まで)	・身体障害者手帳、愛の手帳等の写し、もしくは保育ができないことがわかる医師の診断書
<妊娠・出産> 出産を予定している。	出産予定日の前後8週間を含む月初から月末まで	・母子手帳の写し (父母の氏名と出産予定日が分かるページの写し)
<介護・看護> 病人、心身障害等により保育ができない。	卒園まで	・介護状況申告書 ・診断書、もしくは通院や介護状況が分かる資料
<求職活動等> 求職活動又は起業準備を継続的に行っている。	90日まで ※職業訓練を受講している場合、受講確認書類に記載の期間まで	・求職活動状況報告書
<就学> 大学・専門学校等に通学している。	卒業、修了予定日が属する月の末日まで	・在学証明書又は学生証(在学期間の記載があるもの) ・時間割表
<育児休業※> 産休後、育休を取得している	産まれた子が1歳になる年の年度末まで	・育児休業を取得していることが分かる資料
<災害復旧> 震災等、災害復旧にあっている	個別にご相談ください。	

※育児休業取得中で認定を希望する方は個別に保育の必要性の有無(育児休業の期間延長の有無、育児休業を取得する前より保育サービスを継続利用しているか等)を確認する必要があるため手続きが必要になります。無償化の対象となるかは事前にご相談ください。

※勤務証明書、介護状況申告書、求職活動報告書は、台東区のHPに用意があります。

台東区HPはこちら:[「幼児教育・無償化\(国立特別支援学校幼稚部\)」](#)



無償化手続きに関するQ&A



質問	回答
1号認定と2号認定の違いは何ですか？	1号認定は、保育料、入園料のみが無償化の対象となります。一方で、2号認定は保育料、入園料に加え、預かり保育料、認可外保育施設等の利用料も対象となります。2号認定を取得するためには保育の必要性が確認できる書類の提出が必要です。
特別支援学校幼稚部入園前に1号認定手続きを行いました。入園後、途中で認可外施設を利用する必要がでてきました。改めて2号を取得する認定申請書の提出が必要ですか？	既に1号を取得する方が2号へ認定区分を変更する場合も、改めて認定申請書と保育の必要性が確認できる書類の提出が必要となります。
「就労」要件で2号認定取得のため、勤務証明書を提出するのですが、勤務先の会社が作成した様式でもよいでしょうか？	勤務証明書の様式は問いません。ただし、内容から認定要件を満たす勤務条件が確認できない場合は、問い合わせをさせていただきます。
「就労」要件で2号認定取得後、産休を取る予定です。その場合の手続きはどうなりますか？	産休を取得される場合は、認定要件を「就労」→「妊娠・出産」へ変更する手続きが必要となります。改めて、認定申請書及び母子手帳の写しが必要となります。
自営業なのですが、2号認定の申請に「勤務証明書」を提出する必要がありますか？	自営業の方においても、2号認定を「就労要件」で申請する際は勤務証明書の提出が必要となります。
特別支援学校幼稚部入学前に入園料を支払っています。認定は入学日の4月1日から受けているのですが、その場合でも入園料は無償化の対象となりますか？	入園前に入園料を支払った場合でも、無償化の対象となります。無償化となる入園料の月額換算額は、支払った入園料を在籍月数で除して算定を行います。 例：入園料1,000円を3月中に支払い、4月から7月まで在籍した場合の無償化対象額 $1,000円 \div 4月 = 250円$

※その他ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

問合せ先 台東区教育委員会学務課学事係
TEL ☎ 03(5246)1411・1422